

荒川区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月16日

荒川区長 滝 口 学

荒川区規則第64号

荒川区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

荒川区児童福祉法施行細則（平成15年荒川区規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記第55号様式及び別記第56号様式を次のように改める。

別記第55号様式

別記第55号様式（第27条関係）

年 月 日

荒川区長 殿

住 所
名 称
氏 名

印

家庭的保育事業等設置認可申請書

児童福祉法第34条の15第2項の規定により、下記のとおり家庭的保育事業等の認可を受けたいので、別紙の家庭的保育事業等実施計画書を添えて申請します。

記

1 事業の種類

☐家庭的保育事業

☐小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業以外）（☐A型 ☐B型 ☐C型）

☐小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）

☐事業所内保育所（☐保育所型 ☐小規模型）

☐居宅訪問型保育事業

2 事業所名

3 事業所所在地

4 認可定員

5 事業開始予定日

別紙

家庭的保育事業等実施計画書

事業所名		
事業者名		
事業所所在地		
	最寄駅	線 駅
	電話番号	FAX番号
管理者名		
開所日		土曜日の開所 ☐ 有 ☐ 無し
開所時間等	開所時間 午前 時 分～午後 時 分	
事業種別による添付書類	事業区分	添付する付表
	家庭的保育事業	付表 1
	小規模保育事業A型	
	小規模保育事業B型	
	小規模保育事業C型	
	満3歳以上限定小規模保育事業	付表 1 の 2
	居宅訪問型保育事業	付表 2
	保育所型事業所内保育所	付表 3
	小規模型事業所内保育所	

付表 1

家庭的保育事業小規模保育事業（満 3 歳以上限定小規模保育事業以外）の認可に係る記載事項

認可定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	計		
利用定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	計		
職員数	名（内訳：管理者 名、保育士 名、保育従事者（資格無し） 名、調理員 名、嘱託医 名、その他 名）					
建物	構造	造 階の 階部分 地下 階 地上 階				
	面積	敷地面積 m ²				
		延べ床面積 m ²				
		事業所延床面積 m ²				
	所有	土地	☐ 自己所有	☐ 賃借		
		建物	☐ 自己所有	☐ 賃借		
屋外遊技場	☐ 敷地内面積 m ² ☐ 代替地 m ² （名称： ）					
連携施設	施設名					
	設置者名					
	施設類型		☐ 保育所 ☐ 幼稚園 ☐ 認定こども園			
	所在地					
	連携内容 （該当するものに○）	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、 保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対す る相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこ と。				
		必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員 の病気、休暇等により保育を提供することができない 場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する 保育をいう。）を提供すること。				
		当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けて いた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当 該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当 該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供す ること。				
	その他					

延長保育の実施	☐ 有 ☐ 無し		
	有の場合	時 分から時 分（ 時間）	
休日保育の実施	☐ 有 ☐ 無し		
	有の場合	時 分から時 分（ 時間）	
食事の提供	提供方法	☐ 自園調理 ☐ 外部委託 ☐ 搬入施設からの搬入 ☐ その他（ ）	
	（搬入の場合） ・ 搬入施設名 ・ 所在地		
衛生管理・健康管理			
保護者への支援等			
安全管理（防災、防犯、設備危険防止対策等）			
個人情報管理			
苦情に対応するための体制			
運営状況等の評価及び公開（第3者評価の受審等）			
添付書類 1 経営者一覧表（別紙1） 2 経営者履歴書（別紙2） 3 職員体制計画書（別紙3） 4 配置職員ローテーション表（別紙4） 5 管理者の履歴書（別紙5） 6 職員の履歴書（顔写真付）（別紙6） 7 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書の控えの写し（職員配置基準の対象となる職員のみ必要） 8 管理者・職員の資格証明書（保育士証等の写し） 9 嘱託医の免許証の写し			

- 10 事業所の付近見取図（代替遊戯場を含む。）
- 11 平面図（各室の用途及び面積、避難経路が分かるもの）
- 12 各室面積表（別紙7）
- 13 土地及び建物の登記簿謄本（登記事項全部証明書）
- 14 建物の建築確認申請書、確認済証及び建築検査済証の写し
- 15 耐震性があることを証明する書類（昭和56年5月31日以前に建設された既存物件において事業所を開設する場合のみ必要）
- 16 無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し、賃貸借契約書の写し（不動産の貸与を受ける場合のみ必要）
- 17 家庭的保育事業等の連携施設承諾書（別紙8）
- 18 調理業務委託契約書の写し（外部委託及び搬入施設から搬入する場合のみ必要）
- 19 運営規則、利用契約書、重要事項説明書等
- 20 定款又は寄付行為（法人の場合のみ必要）
- 21 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合のみ必要）
- 22 住民票の写し（個人の場合のみ必要）
- 23 就業規則（従業員が10名未満の場合は就業規則に類するもの）
- 24 直近3年の決算書類（個人の場合は直近3年の確定申告書の写し）及び事業開始年度の予算書（予算書を作成していない場合は費目別の収支予算が分かるものを添付）
- 25 年間事業費の12分の1以上に相当する額を普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書（金融機関発行の残高証明書）
- 26 資金計画書
- 27 今後5年間の収支計画書
- 28 理事会等の決議録（法人の場合のみ必要）
- 29 児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書（別紙9）
- 30 その他、区長が必要と認める書類

※ 添付書類17「家庭的保育事業等の連携施設承諾書（別紙8）」に関し、連携施設に関する経過措置を適用する場合は、別紙8に代えて、連携施設の確保に対する考えや見通しを示したものを提出すること。

付表1の2

家庭的保育事業小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）の認可に係る記載事項

認可定員	3歳児	4歳児	5歳児	計
利用定員	3歳児	4歳児	5歳児	計
職員数	名（内訳：管理者 名、保育士 名、調理員 名、嘱託医 名、その他 名）			
建物	構造	造 階の 階部分 地下 階 地上 階		
	面積	敷地面積 m ²		
		延べ床面積 m ²		
	所有	事業所延床面積 m ²		
土地		☐ 自己所有 ☐ 賃借		
	建物	☐ 自己所有 ☐ 賃借		
屋外遊技場	☐ 敷地内面積 m ² ☐ 代替地 m ² （名称：）			
連携施設	施設名			
	設置者名			
	施設類型		☐ 保育所 ☐ 幼稚園 ☐ 認定こども園	
	所在地			
	連携内容 （該当するものに○）	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。		
		必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。		
その他				
延長保育の実施	☐ 有 ☐ 無し			
	有の場合	時	分から時	分（ 時間）
休日保育の実施	☐ 有 ☐ 無し			
	有の場合	時	分から時	分（ 時間）
食事の提供	提供方法	☐ 自園調理 ☐ 外部委託 ☐ 搬入施設からの搬入 ☐ その他（ ）		

	(搬入の場合) ・ 搬入施設名 ・ 所在地
衛生管理・健康管理	
保護者への支援等	
安全管理（防災、防犯、設備危険防止対策等）	
個人情報管理	
苦情に対応するための体制	
運営状況等の評価及び公開（第3者評価の受審等）	
添付書類 1 経営者一覧表（別紙1） 2 経営者履歴書（別紙2） 3 職員体制計画書（別紙3） 4 配置職員ローテーション表（別紙4） 5 管理者の履歴書（別紙5） 6 職員の履歴書（顔写真付）（別紙6） 7 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書の控えの写し（職員配置基準の対象となる職員のみ必要） 8 管理者・職員の資格証明書（保育士証等の写し） 9 嘱託医の免許証の写し 10 事業所の付近見取図（代替遊戯場を含む。） 11 平面図（各室の用途及び面積、避難経路が分かるもの） 12 各室面積表（別紙7） 13 土地及び建物の登記簿謄本（登記事項全部証明書） 14 建物の建築確認申請書、確認済証及び建築検査済証の写し	

- 15 耐震性があることを証明する書類(昭和56年5月31日以前に建設された既存物件において事業所を開設する場合のみ必要)
- 16 無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し、賃貸借契約書の写し(不動産の貸与を受ける場合のみ必要)
- 17 家庭的保育事業等の連携施設承諾書(別紙8)
- 18 調理業務委託契約書の写し(外部委託及び搬入施設から搬入する場合のみ必要)
- 19 運営規則、利用契約書、重要事項説明書等
- 20 定款又は寄付行為(法人の場合のみ必要)
- 21 法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(法人の場合のみ必要)
- 22 住民票の写し(個人の場合のみ必要)
- 23 就業規則(従業員が10名未満の場合は就業規則に類するもの)
- 24 直近3年の決算書類(個人の場合は直近3年の確定申告書の写し)及び事業開始年度の予算書(予算書を作成していない場合は費目別の収支予算が分かるものを添付)
- 25 年間事業費の12分の1以上に相当する額を普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書)
- 26 資金計画書
- 27 今後5年間の収支計画書
- 28 理事会等の決議録(法人の場合のみ必要)
- 29 児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別紙9)
- 30 その他、区長が必要と認める書類

付表 2

居宅訪問型保育事業の認可に係る記載事項

職員数		
提供する保育	(1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育	
	(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育	
	(3) 子ども・子育て支援法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育	
	(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区が認める乳幼児に対する保育	
	(5) 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると区が認めるものにおいて行う保育	
連携施設	施設名	
	設置者名	
	所在地	
	連携内容	
保護者への支援内容		

個人情報管理	
苦情対応	
運営状況等の 評価及び公開	
1 経営者一覧表（別紙1） 2 経営者履歴書（別紙2） 3 職員体制計画書（別紙3） 4 管理者の履歴書（別紙4） 5 職員の履歴書（別紙5） 6 管理者・職員の資格証明書（保育士証等の写し） 7 事業所の付近見取図、平面図 8 土地及び建物の登記簿謄本（登記事項全部証明書） 9 無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し、賃貸借契約書の写し（不動産の貸与を受ける場合のみ必要） 10 居宅訪問型保育事業の連携施設承諾書（連携する場合のみ必要） 11 居宅訪問型保育事業の事業内容を示したもの 12 保育所保育指針に基づく保育課程に準じたもの 13 定款又は寄付行為（法人の場合のみ必要） 14 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合のみ必要） 15 住民票の写し（個人の場合のみ必要） 16 運営規程、就業規則（従業員が10名未満の場合は就業規則に類するもの） 17 直近3年の決算書類（個人の場合は直近3年の確定申告書の写し）及び事業開始年度の予算書（予算書を作成していない場合は費目別の収支予算が分かるものを添付） 18 年間事業費の12分の1以上に相当する額を普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書（金融機関発行の残高証明書） 19 資金計画書 20 今後5年間の収支計画書 21 理事会等の決議録（法人の場合のみ必要） 22 児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書 23 その他、区長が必要と認める書類	

事業者内保育事業の認可に係る記載事項

認可 定員	区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	雇用者の 児童							
	地域の 児童							
	計							
利用 定員	区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	雇用者の 児童							
	地域の 児童							
	計							
職員数	名（管理者 名 名、保育士等 名、嘱託医 名、調理員 名、その他							
建物・屋 外遊戯 上	建物	構造	造 階の 階部分（地上 階地下 階）					
		面積	敷地 m ²		延床 m ²			
		事業所専有面積 m ²						
		所有	敷地	☐ 自己所有 ☐ 賃借				
		建物	☐ 自己所有 ☐ 賃借					
	屋外遊技場面積		m ² （代替公園等面積 m ² ）					
連携施 設	施設名							
	設置者名							
	所在地							
	施設類型		☐ 保育所 ☐ 幼稚園 ☐ 認定こども園					
	連携内容 （該当す るものに ○。保育 所型につ いては、 ③のみ要 回答）		①利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。					
			②必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。					
	③当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。							

連携施設（続き）	具体的な連携内容
延長保育の実施	☐ 有 ☐ 無し 有の場合 時 分から時 分（ 時間）
休日保育の実施	☐ 有 ☐ 無し 有の場合 時 分から時 分（ 時間）
食事の提供	提供方法 ☐ 自園調理 ☐ 外部委託 ☐ 搬入施設からの搬入 ☐ その他（ ） （搬入の場合） ・ 搬入施設名 ・ 所在地
衛生管理・健康管理	
保護者への支援等	
個人情報管理	
苦情対応	
運営状況等の評価及び公開	
添付書類	
１ 経営者一覧表（別紙１） ２ 経営者履歴書（別紙２） ３ 職員体制計画書（別紙３） ４ 配置職員ローテーション表（別紙４） ５ 管理者の履歴書（別紙５） ６ 職員の履歴書（別紙６）	

- 7 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書の控えの写し（職員配置基準の対象となる職員のみ必要）
- 8 管理者・職員の資格証明書（保育士証等の写し）
- 9 嘱託医の免許証の写し
- 10 事業所の付近見取図（代替遊戯場を含む。）
- 11 平面図（各室の用途及び面積が分かるもの）
- 12 各室面積表（別紙7）
- 13 土地及び建物の登記簿謄本（登記事項全部証明書）
- 14 建物の建築検査済証の写し（紛失している場合は建築物台帳等記載事項証明書）
- 15 耐震性があることを証明する書類（昭和56年5月31日以前に建設された既存物件において事業所を開設する場合のみ必要）
- 16 無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し、賃貸借契約書の写し（不動産の貸与を受ける場合のみ必要）
- 17 家庭的保育事業等の連携施設承諾書（別紙8）
- 18 調理業務委託契約書の写し（外部委託及び搬入施設から搬入する場合のみ必要）
- 19 保育所保育指針に基づく保育課程に準じたもの
- 20 定款又は寄付行為（法人の場合のみ必要）
- 21 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合のみ必要）
- 22 住民票の写し（個人の場合のみ必要）
- 23 運営規程、就業規則（従業員が10名未満の場合は就業規則に類するもの）
- 24 直近3年の決算書類（個人の場合は直近3年の確定申告書の写し）及び事業開始年度の予算書（予算書を作成していない場合は費目別の収支予算が分かるものを添付）
- 25 年間事業費の12分の1以上に相当する額を普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書（金融機関発行の残高証明書）
- 26 理事会等の決議録（法人の場合のみ必要）
- 27 児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書

※ 添付書類17「家庭的保育事業等の連携施設承諾書（別紙8）」に関し、連携施設に関する経過措置を適用する場合は、別紙7に代えて、連携施設の確保に対する考えや見通しを示したものを提出すること。

別記第56号様式

別記第56号様式（第27条関係）

家庭的保育事業等設置認可書

第 号

申請者

様

年 月 日付け 第 号で申請のあった の認可申請については、児童福祉法第34条の15第2項の規定により次のとおり認可します。

年 月 日

荒川区長

1 家庭的保育事業等の事業所の名称

2 事業の種類

☐家庭的保育事業

☐小規模保育事業

（満3歳以上限定小規模保育事業以外）（☐A型 ☐B型 ☐C型）

☐小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）

☐事業所内保育所（☐保育所型 ☐小規模型）

☐居宅訪問型保育事業

3 家庭的保育事業等の事業所の所在地

4 認可定員

名

5 開設年月日

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。